

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊福島駐屯地
第 3 8 7 会計隊長 佐藤 光

下記のとおり一般競争入札(不用物品売払)を実施するので、入札心得等関係事項を承知した上で参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	単 位	搬出期限	搬出場所
人員輸送車 2 号	別紙第 1 調達要領指定書及び 別紙第 2 使用履歴のとおり			代金納付の日から 5 日以内 (令和 8 年 7 月 3 1 日までに搬出)	陸上自衛隊 福島駐屯地

※ 現場確認がない場合、入札に参加できません。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度の全省庁統一資格において「物品の買受け」で東北地域の資格を有し、「C」等級以上に格付けされた者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。
- (6) 上記第 4 号のほか、別紙第 3 「指名停止の措置に関する事項」による。
- (7) **令和 8 年 5 月 2 9 日(金) 1 7 時**までに、下記の書類を提出した者であること(F A X、郵送可)
・ 資格審査結果通知書の写し
- (8) 自動車リサイクル法に示す 4 つの業種資格(引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業)を有するもの又は引取業の資格を有し他の 3 業種を他業者に再委託する場合は、入札時までに 再委託 承認申請書及び 中小受託事業者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊福島駐屯地 第 3 8 7 会計隊 契約班

4 現場説明会・現場確認の日時及び場所

現場説明会は実施しない。
現場確認は随時実施するものとし、**必ず担当者と調整の上で確認を実施すること。**
急速来訪する者等、電話等による連絡がない者の現場確認は認めない。

現場確認及び現場に関する問い合わせ
陸上自衛隊福島駐屯地 福島駐屯地業務隊管理科 輸送班 古山(ふるやま)
電話 0 2 4－5 9 3－1 2 1 2 内線 3 2 2

5 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和 8 年 6 月 1 日(月) 1 0 時 0 0 分
- (2) 場 所 : 陸上自衛隊福島駐屯地 第 3 8 7 会計隊入札室
- (3) 郵便入札 : 郵送等による入札は、下記会計隊の担当者へ事前に連絡すること。
また、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印し、「公告番号・入札書在中」と表記した封筒に入れて、**入札日の前日 1 7 時までに本官の手元に到着したものに限り有効**とする。なお、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。

6 保証金等

- (1) 入札保証金: 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約を締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札した金額の 1 0 0 分の 5 を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金: 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延部分 1 日につき契約金額の 1 0 0 0 分の 1 以上を違約金として徴収する。
- (4) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合並びに証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の 1 0 パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

7 落札決定方法

総品目総額(税抜)で入札するものとし、当隊の予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札とする。
ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 入札の無効

- (1) 第 2 項に示す競争入札に必要な資格のないものが行った入札
- (2) 入札金額及び入札者、氏名及び押印が判明し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

- (4) 入札に付する事項に変更又は修正が発生し、変更の公告がなされた場合において、その確認をし、変更又は修正をしていない者の入札
- (5) 入札書に「暴力団排除に関する誓約書」に同意した旨の記載又は誓約書の提出及び「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等に同意する旨の記載がない者の入札
- (6) 第2項(8)に示す書類の未提出者が行った入札
- (7) 中小受託事業者として承認された者が行った入札
- (8) 現場確認をしていない者の入札

2

9 契約書の作成

- (1) 契約金額の如何に係わらず、落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。契約書には、不用物品売却契約条項、売払い物品の解体に関する特約条項、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付す。

10 その他

- (1) 当隊所定の「入札心得等」を熟知の上参加すること。
- (2) 入札日時に遅れた者の入札は認めない。
- (3) 代理人による入札は委任状が必要となるので、委任者を指名した委任状を入札前に提出すること。
また、委任を受けた者は、使用印を委任状に登録するとともに、入札当日必ず持参すること。
- (4) 「資格審査結果通知書(写)」は、入札前まで提出すること。(郵便の場合は同封又はFAX可)
- (5) 電報・電話・FAX等による入札は認めない。
- (6) 再度入札
ア 初度入札で郵便入札があった場合は令和8年6月5日10時00分を実施する。
イ 再度入札による郵便入札受領期限は令和8年6月5日 9時00分までとする。
ウ 郵便入札による参加がない場合は直ちに再度入札を実施するため、入札書の予備を持参して下さい。
- (7) **外国人の方が福島駐屯地に出入りする場合は、下記連絡先第387会計隊 担当 片倉か、福島駐屯地業務隊管理科 担当 古山まで連絡すること。(もし外国人の方がいる場合は、在留資格認定証明書の写しの提出が必要となります)**
- (8) 公告掲載ホームページアドレス(東北方面会計隊ホームページ)
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nea/koukou/fin/>

入札に関する事項の問い合わせ先

〒960-2156 福島県福島市荒井字原宿1

陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊 契約班

T E L. 024-593-1212 (内線 347)

F A X. 024-593-1212 (内線 348)

M a i l 387fin-nea@inet.gsdf.mod.go.jp

担 当 者：片倉(かたくら)

現場(物品)に関する問い合わせ

陸上自衛隊福島駐屯地 福島駐屯地業務隊管理科

T E L. 024-593-1212 (内線 322)

担 当 者：古山(ふるやま)